

〈祈りのために〉

兄弟愛を続けなさい。旅人をもてなすことを忘れてはならない。このようにして、ある人々は、気づかないで御使たちをもてなした。獄につながれている人たちを、自分も一緒につながれている心持で思いやりなさい。また、自分も同じ肉体にある者だから、苦しめられている人たちのことを、心にとめなさい。（ヘブル人への手紙 13章 1～3節）

私たちは、愛すること、もてなすこと、思いやることに鈍く、獄につながれている人や苦しめられている人たちのことを心にとめるよりは、自分のことばかりを嘆きがちです。ニュースを見れば、ウクライナやアフガニスタン、ミャンマーやスリランカ、その他、多くの国で人々が生命と生活の危機に曝され、戦闘や飢餓、暴力や病と隣り合わせに生きなければならない状況の一端を知ることが可能です。しかし、自分のこととして関心を寄せるには、私たちの知識と感覚はあまりにも狭小で浅薄です。日本国内でも、沖縄や福島をはじめ、あらゆるところで、痛みや呻きが渦巻いているわけですが、私たちがそれらの苦悩をすべて己が身に引き寄せて心にとめることは不可能というほかありません。それどころか、教会の中でも、あるいは家庭においても、私たちはお互いの苦悩に無関心でありがちです。自主独立を標榜する日本キリスト教会は、特に内向きの傾向が強いのではないのでしょうか。

私たちはまた、8月を迎え、過去の戦争によって身体と魂に決して癒やされない傷を負った人々が、国内にも国外にも数え切れないほど存在し、謝罪や補償を受けられない無念のうちに日々の生活を送っているであろうと想像で

きます。しかし、その苦悩の一つ一つを思いやり、心にとめることはできません。それは「肉体にある者」の限界というべきではないでしょうか。世の闇と人の罪はあまりにも深いのです。

しかし、私たちは自らの限界を言い訳にして、現状に留まることはできません。主は「だれが強盗に襲われた人の隣り人になったと思うか」と問われ、「あなたも行ってそのようにしなさい」と命ぜられました（ルカ 10:36-37）。私たちには無理難題に見えたとしても、「人にはできない事も、神にはできる（ルカ 18:27）」のであり、何よりも「この大祭司は、わたしたちの弱さを思いやることのできないようなかたではない」（ヘブル 4:15）と言われる主の体なる教会であるからには、主に倣わなければなりません。

私たちは「我らに罪を犯す者を我らが赦すごとく、我らの罪をも赦したまえ」と祈ります。主がこのように父なる神に祈れと命じたまわなければ、私たちはこんなふうには祈れません。これを理想論だという人がいますが、むしろ希望であり、訓練ではないのでしょうか。私たちに限界があることは確かですが、この希望と訓練に生きるとき、気づかずに御使をもてなし、主に褒められることもあるのです。

（祈り）父なる神さま、あなたの憐れみを受け、主イエス・キリストの十字架の贖いを身に帯びている私たちが、主の体なる教会に相応しく、兄弟を愛し、旅人をもてなし、囚人を思いやり、苦しめられている人たちを心にとめることができるよう御言葉によって造りかえて下さい。このようにして、この闇の時代に、主の教会としての証を立て、地の塩、世の光としての務めを果たすことができますように。

小塩海平（大会靖国神社問題特別委員会委員長・東京告白教会長老）

新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む（４）

糸 広国（函館相生教会牧師）

Q5 それは一般には通用しない、キリスト教会の論理ではありませんか？

A5 キリスト教の価値観には、普遍的な内容が含まれています。人権理解などはその代表的なものと言えるでしょう。ですから、キリスト教の価値観が憲法に含まれているということは、教会の我田引水でもなければ、キリスト教の優越性を誇るものでもありません。先の天賦人権説も、キリスト教だけのものではありません。そうではなく、人権感覚のような宗教的な論理が、この世に活かされることを願いたいものです。ちなみに、自民党の「日本国憲法改正草案Q&A」によれば、「改正草案」では西欧的な天賦人権説を改めるとしています。西欧的な価値観は日本に合わない、人権が神から「与えられる」（第十一条）という表現は必要ない、等々がその理由のようです。これは明治憲法がそうだったように、キリスト教的な価値観を排除したいという願望の表れなのでしょう。もっとも自民党は、天賦人権説自体は否定しません。第十一条の「与えられる」という文言を修正し、基本的人権を守る憲法が最高法規であると規定した第九十七条を削除しただけです。これによって人権理解は、それとなく、しかし確実に変わることになるでしょう。このように、改憲によってキリスト教的な価値観が否定、もしくは変質されようとしています。信仰の論理の普遍性を、私たちはもっと大切にすべきではないでしょうか。

新Q5－1 基本的人権の思想的背景について教えてください。

新A5－1 基本的人権の思想はイギリスの哲学者ジョン・ロックが市民政府論（1660年）の中で説いた「自然権思想」に由来します。彼によれば、人は生まれながらに生命、自由そして財産に対する権利をもっているのですが、これが「自然権」と呼ばれるものです。この権利を市民自らの手で維持・確保することは困難ですから、人々は契約によって共同社会をつくり、自然権を維持・確保するための統治機関に権限を委託します（市民政府論）。もしこの統治機関が契約を破り、権力を濫用して個人の権利・自由を侵害しようとする場合、市民はそれに抵抗する権利（抵抗権）を有するのです。ロックの思想の影響を受けたフランスの哲学者モンテスキューは「法の精神」（1748年）の中で三権分立を主張し、当時のフランス絶対王政を批判しました。三権分立とは、権力を「立法権」、

「行政権」、「司法権」に分け、相互の均衡と抑制をはかることで、権力の暴走を防ぐしくみです。三権分立はアメリカ合衆国憲法やフランス人権宣言に採用されました。

新Q5－2 民主主義と憲法の関係はどのように考えますか？

新A5－2 生まれながらに基本的人権を平等に与えられた人々は、契約により代表を選び、政府に権力の行使を委ねるのですが、これが民主主義とされます。民主主義にはルールが必要ですから、政府は憲法を立案し、立法府がこれを承認します。憲法は国民の権利を保証すると共に、国家権力を縛る役割がありますので、人権を抑制し、明治憲法を理想とする自民党の憲法理解は、根本的に誤ったものなのです。立憲民主主義の下での憲法は、個人の自由と権利を保障し、議会の審議・議決においても少数意見は尊重されなければなりません。

本の紹介：綿谷美智子作『高校生たち—安保闘争のなかの一』

井上豊（広島長束教会牧師、大会靖国神社問題特別委員会）

手前味噌で恐縮ですが、私が発見して復刻した本を紹介いたします。

2007年、私はたまたま訪れた出雲市の図書館で廃棄本をもらってきたのですが、そこにあったのが1961年に札幌南高校の学生、綿谷美智子さんが書き上げた幻の小説「高校生たち—安保闘争のなかの一」でした。私は一読三嘆、長いことかけて作者を探し出し、2019年に200冊を自費出版しましたが完売し、この6月、新たに200冊を再刊しました。

1960年、日米安全保障条約の延長に反対する広範な人々によって、戦後最大の社会運動といわれる安保闘争が行われました。この作品は、札幌の高校生たちがその渦中でいかに生き、たたかったかを伝える記録文学といえます。

1960年5月20日、衆議院は社会党の議員を議場から排除し、また自民党の反主流派議員などが欠席する中、安保条約を強行採決によって承認しました。小説はこの日から始まります。主人公、三谷玲子は安保条約に反対する世論のうねりが波及する中、自分も闘いに積極的に参加しようとしています。「お母さん、安保条約っていうのは、やっぱり軍事的な意味での相互扶助の条約よ。それをすぐに戦争に結びつけるのは、確かに飛躍しているかもしれない。でも、でもね、安保条約っていうのは10年間有効なのよ。その間には、私たちだって高校生ではなくなっているわ。そしてその間に、安保条約が実際に戦争につながっていないという保障は誰にもつけられないじゃないの」

このような両親とのやりとりが意見の対立になっていきます。その一方、玲子のキリスト教徒の友人は、東京で激しい闘争に身を投じた兄（西部邁がモデルという）が神を否定したことにショックを受けています。「お兄さまは今真剣よ。でもあのままじゃ、いつかお兄さまは敗れる。信じることのない生活なんか、いつまでも続けられるものではないと思うの。」

高校生の闘いが空前の盛り上がりを見せる中、「高校生は選挙権を持たぬ未熟な存在だから、デモ参加は禁止」とする学校側に対し、討論会で一生徒が皮肉を込めて発言します。「未熟ではない大人の先生方が、ぼくらに代わってデモに出て、安保反対を叫ぶというふうに解釈した。ぼくの解釈が当たっていたか、いなかったかは、ここにいるみなさんの公平なる判断にお任せするが。」

ついに安保条約が成立。「私たちの安保闘争、これほどまでに盛り上がった大きな国民運動は、なんにもならないものだったのだろうか。それほど力のないものだったのだろうか」。運動の挫折によって将来への展望を失ってしまった高校生たちは、しかし安保闘争が敗北だったそのところから再出発をはかります。「安保反対のスローガンのもとに集まった高校生は、旗を振る労働者の中に、シュプレヒコールを叫ぶ大学生の中に、そしてデモ隊に手を振るおばさんたちの姿に、みんなの中に貫かれた一つの願いを見、真実の声を聞いたのではなかったか。」———2022年現在、この日本をめぐっても緊迫の度合いを深める情勢の中であって、ただ口で平和への願望を唱えているだけでは、実際に平和を実現することは出来ません。安保条約に起因する沖縄県などの苦しみは続き、日米同盟が今や実質的に日米軍事同盟に変わろうとしているこの時、日本の過去の歩みを検証して、これを未来につなげていくことが求められています。安保条約に賛成の人も反対の人も、そのための一歩となりうる本をよろしかったら購入して下さい。加藤正勝先生（前滝川教会牧師）推薦。

1冊1500円、送料180円。振込の場合、ゆうちょ銀行（記号：15360-2、番号：05366001 通常貯金、名前：イノウエ ユタカ）に。

小為替、少額の切手、現金書留の場合は 〒731-0135 広島市安佐南区長束3-32-16 井上豊まで送って下さい。☎ 082-238-3459

故安倍晋三氏の国葬に反対します

「あなたは心のうちで、誰が天に昇るであろうかと言うな」。それは、キリストを引き降ろすことである。また、「だれが底知れぬ所に下るであろうかと言うな」。それは、キリストを死人の中から引き上げることである。（ローマ人への手紙 10 章 6 節～7 節）

日本キリスト教会は、1969 年の自由民主党による「靖国神社法案」国会提出以来、教会を挙げて政教分離のための発言と行動を展開してきました。本人の信仰や遺族の意志にかかわらず、国家が特定の宗教的儀式によって戦死者を「英霊」としてたたえることは、近代国家の原理である政教分離の原則に反し、信教の自由を侵害するのみならず、かつての侵略戦争を正当化し、自国・隣国の戦争被害者たちを愚弄するとともに、何よりも生と死をつかさどる神の領域を侵すことになるからです。

何を最高の価値として生きた死ぬかは、すぐれて個人の選択と決定によるものであり、国家がその自由を侵すことは許されません。1947 年に国葬令が廃止されたのは、国葬がすべての人の自由と平等を保障した日本国憲法に反するからであり、とくに国家による服喪の強要が、良心の自由と相容れないからにほかなりません。

それにもかかわらず、岸田首相は、今般の記者会見において、故安倍晋三氏の葬儀を「国葬儀」として執り行うと発表し、閣議決定を行うと表明しました。法令上規定のない「国葬儀」について、国会による議論もなしに内閣が決定するならば、政権による死者の政治利用にほかならず、いたずらに国民の分断と対立をあい、民主主義に反するものとなるほかありません。

政府は、故安倍晋三氏の葬儀を国葬として行う理由として、①憲政史上で最長期間首相を務めたこと、②さまざまな分野で重要な実績をあげたこと、③国内外から哀悼の意が寄せられていることを挙げ、「民主主義を断固として守り抜く」決意を表明しました。しかし、「最長期間」は、本来であれば引責辞任が当然の「森友学園」「加計学園」「桜を見る会」をめぐるスキャンダルを行政権の濫用によって封殺した上でのことであり、「実績」といえば、「アベノミクス」による格差社会の助長、トランプやプーチンへのすり寄りや武器・原発関連産業の推進、コロナ対策の失敗や「お友だち」への便宜供与、靖国神社・伊勢神宮参拝による皇国史観の誇示と自国・隣国の戦争犠牲者の等閑視、さらに今回自身に死をもたらす原因となった世界平和統一家庭連合（旧統一協会）との癒着など、「負の遺産」ばかりです。また外交上の「哀悼の意」や支持者による個人的な献花をあたかも客観的な評価であるかのように演出できたとしても、それは決して国葬の理由とはなりえません。そしてなにより、国会におけるあまたの虚偽答弁と国民への不誠実な対応は、少数意見を無視し排除する政治姿勢を常態化させ、「民主主義」の根幹を毀損・侵蝕するに至りました。

もし今回、岸田政権が故安倍晋三氏の葬儀を国葬として強行するならば、かりに故人のなしたあらゆる悪事を封印し、多くの国賓を招待することによって政権基盤の強化に成功したとしても、狙撃した容疑者を含め、故人によって塗炭の苦しみを嘗めさせられた多くの人々にさらなる苦痛を与えるだけでなく、今後行われるであろう安倍氏暗殺事件を含む種々の事件に関する調査や裁判に予断や忖度を強要するものとなり、結果として「民主主義」や「三権分立」に決定的な傷を負わせることになるはずで

私たちは、今回の暗殺事件を含め、あらゆる暴力を否定するとともに、故安倍晋三氏の葬儀を「国葬儀」とすることが、何よりも歴史の審判者である神の前に大きな過ちとなることを警告いたします。

2022 年 7 月 20 日

日本キリスト教会大会靖国神社問題特別委員会委員長 小塩海平

＜編集後記＞先月号を出してから一ヶ月も経たないうちに、この国の状況が一変したような錯覚に陥っている。しかし、実際には、隠されていたもの、秘密にされていたものがあらわになったにすぎないのではないだろうか（ルカ 8:17）。K.K.

811号ヤスクニ通信 2022年8月14日

発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会

発行人・編集・発行 小塩海平（東京告白教会）